

神奈川県条例の見直しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知事の条例提案権に基づく条例の見直しの実施及びその結果の公表に関し必要な事項を定めることにより、条例を常に時代に合致したものとすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「条例の見直し」とは、現に施行されている条例のうち見直し規定を設けている条例について、施行の状況を把握し、その結果に基づいて、当該条例の制定の趣旨に立ち返って、当該条例の全ての条項について検討を加えることをいう。

2 この要綱において「見直し規定」とは、条例の見直しを定期的に行うことを義務付ける規定をいう。

3 この要綱において「条例所管局長」とは、条例の施行に関する事務を分掌する局（複数の局が分掌する場合にあっては、それぞれの局）の長をいう。

(事務の総括)

第3条 政策局長は、条例の見直しに関する事務を総括するものとする。

(見直し規定を設ける条例)

第4条 次の各号のいずれかに該当する規定を含む条例のうち、他に条例の見直しを行う適切な方法があるか否か等を考慮して知事が特に必要があると認める条例には、見直し規定を設けるものとする。

- (1) 県民の権利を制限し、又は義務を課す規定
- (2) 特定の県民に直接に利益を付与する規定
- (3) 県民生活に関連する政策の方向付けをする規定

(条例の見直しの周期)

第5条 条例所管局長は、前条の規定により見直し規定を設けるに当たっては、原則として、5年ごとに条例の見直しを行う旨を規定するものとする。ただし、当該条例の内容に照らして、当該年数により難しいと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、随時の条例の見直しを妨げるものではない。

(条例の見直しの視点)

第6条 条例の見直しは、少なくとも次に掲げる視点に基づいて行うものとする。

- (1) 必要性（当該条例が制定当初に対応しようとしていた課題は現在においてもなお当該条例により法的に解決する必要がある課題であるか否か及び県が対応しなければならない課題であるか否かに関する視点をいう。）

- (2) 有効性（当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効果を発揮しているか否かに関する視点をいう。）
 - (3) 効率性（当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか否かに関する視点をいう。）
 - (4) 基本方針適合性（当該条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか否かに関する視点をいう。）
 - (5) 適法性（当該条例の内容が憲法及び法令の範囲内であるか否か並びに司法手続において違憲又は違法と判断される可能性があるか否かに関する視点をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、条例所管局長は、その所管する条例について、同項第2号から第4号までに掲げる視点のうち当該条例の内容に照らして効果的な条例の見直しを行うことが困難であると認められる視点について、政策局長との協議を経て、省略して行うことができる。

（条例の見直しの手順）

第7条 条例の見直しは、概ね次に掲げる手順により行うものとする。

- (1) 当該条例の制定の趣旨の確認
- (2) 直近5年間における当該条例の施行の状況の把握
- (3) 当該条例に関連する社会状況の推移の把握
- (4) 前3号の規定により確認し、又は把握した事項に基づき、前条の規定による条例の見直しの視点から検討
- (5) 前号の検討の結果に基づき、当該条例の改正又は廃止の要否（運用の改善等の要否を含む。）を判断

（条例の見直しに当たっての留意点）

第8条 条例の見直しは、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 当該条例の運用の実績を踏まえて客観的に行うこと。
- (2) 当該条例の内容に応じ、県民意見の聴取及び関係審議会その他学識経験者の意見の聴取の結果を適宜参考とすること。
- (3) 条例の見直しの周期、所管する条例の数、条文数その他の事情を勘案し、計画的に行うこと。

（条例見直し調書の作成等）

第9条 条例所管局長は、前3条の規定により条例の見直しを行ったときは、速やかに条例見直し調書（第1号様式）を作成するとともに、政策局長にその写しを送付するものとする。

- 2 政策局長は、前項の規定による送付があったときは、その概要を取りまとめた上で、条例見直し結果一覧表（第2号様式）を作成し、又は更新するものとする。

(条例の見直しの期限)

第10条 条例の見直し及び前条の規定による条例見直し調書の作成は、原則として見直し規定に定められた年数を経過した日から起算して1年以内に行うよう努めるものとする。

(所管常任委員会への報告)

第11条 条例所管局長は、条例の見直しを行った場合においては、当該条例の見直しを行った後最初開催される所管常任委員会に対し、当該条例の見直しの結果について報告するものとする。ただし、当該所管常任委員会に報告できないことにつきやむを得ないと認められる理由がある場合は、この限りでない。

2 条例所管局長は、前項の規定による報告を行ったときは、その旨を政策局長に通知するものとする。

(県民への公表)

第12条 政策局長は、前条第2項の規定による通知があったときは、当該通知に係る内容を反映した条例見直し結果一覧表を、条例見直し調書と併せて、県ホームページに掲載することにより公表するものとする。

(条例の見直しの結果に基づく措置)

第13条 条例の見直し及び第11条第1項の規定による報告の後、条例所管局長は、当該条例の改正又は廃止をすることとした場合は原則として同項の規定による報告を行った日の翌日から起算して1年以内に、当該条例の改正又は廃止に係る議案の提出を行うことができるよう努めるものとし、当該条例の運用の改善等を行うこととした場合は当該報告の後遅滞なく、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施細目)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、政策局政策部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる条例については、第5条第1項及び第10条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間に条例の見直しを行う旨の規定を設け、条例の見直しを行うものとする。

(1) 薬物中毒患者届出に関する条例(昭和23年神奈川県条例第10号)

(2) 神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)

- (3) 学校法人の助成に関する条例（昭和25年神奈川県条例第40号）
- (4) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例（昭和25年神奈川県条例第52号）
- (5) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年神奈川県条例第69号）
- (6) 神奈川県統計調査条例（昭和26年神奈川県条例第43号）
- (7) 神奈川県種畜検査条例（昭和27年神奈川県条例第6号）
- (8) 社会福祉法人の助成に関する条例（昭和29年神奈川県条例第8号）
- (9) 神奈川県蜜蜂転飼調整条例（昭和29年神奈川県条例第48号）
- (10) 神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第1号）
- (11) 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）
- (12) 闘犬、闘鶏、闘牛等の防止に関する条例（昭和31年神奈川県条例第40号）
- (13) 沿道区域の指定基準に関する条例（昭和32年神奈川県条例第45号）
- (14) 旅館業法施行条例（昭和32年神奈川県条例第64号）
- (15) 神奈川県水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）
- (16) 神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）
- (17) 神奈川県ふぐ取扱及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）
- (18) 神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）
- (19) 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年神奈川県条例第51号）
- (20) 神奈川県迷惑行為防止条例（昭和38年神奈川県条例第26号）
- (21) キャンプ禁止区域に関する条例（昭和39年神奈川県条例第15号）
- (22) 神奈川県県立病院等看護師修学資金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第39号）
- (23) 神奈川県看護師等修学資金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第40号）
- (24) 神奈川県営の厚生住宅に関する条例（昭和39年神奈川県条例第54号）
- (25) 神奈川県奨学金貸付条例（昭和39年神奈川県条例第69号）
- (26) 相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例（昭和39年神奈川県条例第94号）
- (27) 魚介類行商等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第42号）
- (28) 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）
- (29) 神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例（昭和45年神奈川県条例第3号）
- (30) 風致地区条例（昭和45年神奈川県条例第5号）
- (31) 神奈川県特別母子福祉資金貸付条例（昭和45年神奈川県条例第30号）
- (32) 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年神奈川県条例第31号）
- (33) 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例（昭和46年神奈川県条例第52号）
- (34) 神奈川県卸売市場条例（昭和46年神奈川県条例第65号）
- (35) 土採取規制条例（昭和47年神奈川県条例第10号）
- (36) 自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例52号）

- (37) 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準等に関する条例（昭和48年神奈川県条例第4号）
- (38) 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年神奈川県条例第35号）
- (39) 神奈川県消費生活条例（昭和55年神奈川県条例第1号）
- (40) 神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）
- (41) 興行場法施行条例（昭和59年神奈川県条例第25号）
- (42) 化製場等に関する法律施行条例（昭和59年神奈川県条例第26号）
- (43) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年神奈川県条例第44号）
- (44) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和60年神奈川県条例第30号）
- (45) 神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年神奈川県条例第36号）
- (46) 神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）
- (47) 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成4年神奈川県条例第36号）
- (48) 神奈川県借上公共賃貸住宅条例（平成5年神奈川県条例第1号）
- (49) 神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例（平成6年神奈川県条例第1号）
- (50) 神奈川県福祉の街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号）
- (51) 小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年神奈川県条例第7号）
- (52) 神奈川県営のリロケーション住宅条例（平成7年神奈川県条例第10号）
- (53) 神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号）
- (54) 神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）
- (55) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）
- (56) 神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号）
- (57) 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年神奈川県条例第37号）
- (58) 神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）
- (59) 小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例（平成11年神奈川県条例第42号）
- (60) 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例（平成12年神奈川県条例第8号）
- (61) 理容師法施行条例（平成12年神奈川県条例第9号）
- (62) 美容師法施行条例（平成12年神奈川県条例第10号）
- (63) 工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例（平成12年神奈川県条例第63号）
- (64) 都市計画法第34条第12号の規定による開発許可等の基準を定める条例（平成13年神奈川県条例第63号）
- (65) 神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例（平成13年神奈川県条例第64号）
- (66) 神奈川県男女共同参画推進条例（平成14年神奈川県条例第8号）
- (67) 神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成14年神奈川県条例第68号）

- (68) クリーニング業法施行条例（平成14年神奈川県条例第69号）
- (69) 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例（平成15年神奈川県条例第5号）
- (70) と畜場法施行条例（平成15年神奈川県条例第7号）
- (71) 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例（平成15年神奈川県条例第8号）
- (72) 神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成15年神奈川県条例第73号）

3 次に掲げる条例については、原則として当該条例の施行の日から5年ごとに条例の見直しを行う旨の見直し規定を設け、条例の見直しを行うものとする。

- (1) 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成16年神奈川県条例第65号）
- (2) 港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（平成17年神奈川県条例第13号）
- (3) 神奈川県都市農業推進条例（平成17年神奈川県条例第90号）
- (4) 神奈川県景観条例（平成18年神奈川県条例第55号）
- (5) 認定こども園の認定の基準を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）
- (6) 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例（平成18年神奈川県条例第66号）
- (7) 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（平成18年神奈川県条例第67号）
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成18年神奈川県条例第69号）
- (9) 神奈川県子ども・子育て支援推進条例（平成19年神奈川県条例第6号）
- (10) 神奈川県商店街活性化条例（平成19年神奈川県条例第80号）

附 則（平成22年3月30日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。